平成２３年（フ）第８８号
岡山県倉敷市児島田の口５丁目８番40号
債務者　西野　定安
1　決定年月日時　平成23年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年５月18日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第２３６７号
愛知県津島市中野町３番地５　ニューコーポ津島Ａ棟103号
破産者　佐久間　守
1　決定年月日　平成23年３月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３５号
岩手県遠野市早瀬町１丁目１番28号
破産者　山屋　幸男
1　決定年月日　平成23年３月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２２年（フ）第２６４号
福島市永井川字松木下10番地の５　カルナコート202
破産者　佐名　正次
1　決定年月日　平成23年３月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第６９号
福島県西白河郡矢吹町中畑478番地１
破産者　西山　幸三
1　決定年月日　平成23年３月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２２年（フ）第１７２０号
神奈川県鎌倉市笛田４丁目23番66号
破産者　徳増　直行
1　決定年月日　平成23年３月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１９０６号
横浜市緑区東本郷５丁目１番１号
破産者　齋藤　慶子
1　決定年月日　平成23年３月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３２１１号
神奈川県海老名市大谷北３丁目31番16号
破産者　寺田　尚登
1　決定年月日　平成23年３月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６５号
三重県名張市桔梗が丘５番町９街区121番地、住民票上の住所三重県名張市桔梗が丘５番町９街区33番地
破産者　河野　和生
1　決定年月日　平成23年３月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２２年（フ）第２１７５号
大阪府大阪市天王寺区寺田町１丁目２番５号、開始決定時の住所大阪府池田市室町９番24号
破産者　續木智惠子
1　決定年月日　平成23年３月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３３３２号
大阪市大正区南恩加島２丁目２番15号
破産者　永山ひとみ
1　決定年月日　平成23年３月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７８号
福岡県久留米市西町1046番地４　メゾンドプロスペール201号
破産者　石迫二三男
1　決定年月日　平成23年３月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第１７３号
福岡県久留米市西町125番地12
破産者　松延　隆男
1　決定年月日　平成23年３月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第１７４号
福岡県筑後市大字一条1393番地12
破産者　松延　昌二
1　決定年月日　平成23年３月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第１７５号
福岡県久留米市御井町1777番地４
破産者　松延　幸雄
1　決定年月日　平成23年３月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第３１１号
福岡県久留米市大橋町常持950番地１
破産者　井上　　潔
1　決定年月日　平成23年３月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第６１号
大分市大字田尻920番地の32、従前の住所大分県佐伯市蒲江大字畑野浦2348番地
破産者　南　　昌吾
1　決定年月日　平成23年３月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所佐伯支部破産係